主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人寺口健造の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれどもその実質は、 刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の 理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて同四一四条三八六条一項三号一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	霜	Щ	精		_
	裁判官	栗	Щ			茂
	裁判官	小	谷	勝		重
	裁判官	藤	田	八		郎
	裁判官	谷	村	唯	_	郎